

別添 9 深沢クリーンセンターの土壌調査に関する資料
9-3 土壌汚染状況調査業務仕様書(ガソリン由来)

鎌倉市営住宅集約化候補地土壌汚染状況調査 (ガソリン由来)

1 目的

本調査は、鎌倉市営住宅集約化候補地について、土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号、以下「法」という。）及び「神奈川県生活環境の保全に関する条例（平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号、以下「条例」という。）に基づく、土壌汚染状況調査を実施し、土壌汚染の有無を把握することを目的とする。

2 調査対象

鎌倉市笛田三丁目 445 番 5 他 計 30 筆

鎌倉市深沢クリーンセンター

※ 調査対象地には、上記の地番のほか、無地番地が含まれます。

3 調査内容

本業務の調査内容は以下のとおりとする。

(1) 地歴調査

本業務は平成 30 年 3 月 31 日に調査（以下、「前回調査」という。）した深沢クリーンセンター用地において、前回調査以降継続して場内の危険物屋内貯蔵庫にて保管・給油されているガソリン由来の土壌汚染の有無の把握を目的としており、前回調査以降の地歴調査が必要である。

(2) 調査計画の作成

発注者より貸与する前回調査報告書に基づき、調査計画を作成すること。

(3) 位置出し測量

(2) の調査計画に基づき、位置出し測量を実施すること。

内容	数量
位置出し測量	27 地点

(4) 第一種特定有害物質を対象とした土壌ガス調査

土壌ガス調査の調査項目はベンゼンの 1 つとする。

土壌ガス調査の方法は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第 2 版（平成 24 年 8 月 環境省水・大気環境局土壌環境課）Appendex-5. 土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法」によること。

また、土壌ガスの採取できない場合には、地下水調査を実施することとする。

土壌ガスまたは地下水の採取後は、現状復旧を行うこと。

なお、前回調査に基づく「汚染のおそれの区分」に該当する箇所については、別紙図面

(対象地の汚染の恐れの区分及び試料採取地点位置図)を参考とし、調査数量は以下のとおりとする。

ただし、(1)の地歴調査の結果、仕様・数量に変更が生じる可能性に留意すること。

分析項目	数量
ベンゼン	27 地点

4 特記事項

(1) 調査実施日時

調査実施日時については、発注者と協議調整のうえ、決定すること。

(2) 契約変更

地歴調査等により業務内容、数量等を変更する必要がある場合には、発注者と協議調整の上、必要に応じて契約変更を行うものとする。

5 協議・打合せ

打合せ協議は、業務着手時、地歴終了時、成果品納入時の3回行うこととする。

また、必要に応じて、横須賀三浦地域県政総合センターと協議を行うものとする。

6 業務の進め方

(1) 受注者は、本業務を実施するため、発注者の意図目的を十分理解し、適切な人員を配置し、発注者との連絡を密にして最高技術を発揮できるように努めなければならない。

(2) 受注者は、本業務を実施するにあたり、業務仕様書に記載のない事項は、発注者の指示に従うものとする。

(3) 業務の性格上、本業務に関わる資料・成果品等については、内容が外部に漏れることのないように慎重に取り扱うこと。

7 管理技術者、担当技術者及び現場代理人

受注者は、契約締結後、速やかに本業務の管理技術者、担当技術者及び現場代理人を選任し、発注者に通知し、承認を受けなければならない。なお、担当技術者と現場代理人の兼任は可能とするが、これらの技術者と管理技術者の兼任はできないものとする。

また、管理技術者、担当技術者及び現場代理人は土壤汚染調査技術管理者の資格を保有しなければならない。

8 提出書類

受注者は、業務着手時、地歴調査終了時、業務完了時に、次の関係書類を発注者に速やかに提出し、発注者の承認を受けなければならない。

(1) 業務着手時

- ア 業務着手届
- イ 管理技術者、担当技術者及び現場代理人届（経歴書添付）
- ウ 計画工程所

(2) 地歴調査終了時

- ア 地歴調査報告書

(3) 業務完了時（成果品と主に提出すること）

- ア 業務完了届

9 成果品等

受注者は、本業務を完了したときは、次のとおり成果品を提出しなければならない。なお、成果品のうち著作権による承諾等が必要なものについては、十分に留意し、受注者の責任において処理の上、提出すること。また、成果品は発注者に帰属するものとする。

(1) 報告書等

- ア 業務報告書 3部
- イ アの電子データ 3部

(2) 本業務の結果により、今後の調査の必要性が明らかになった場合には、その調査の仕様書、図面等の発注に必要な図書及びその電子データを併せて提出するものとする。

(3) 電子データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）についても格納するものとする。また、編集が可能であるデータ形式（word、EXECL、POWERPOINT等）で原稿及びその添付図（グラフ、図形、写真等）、根拠資料等一式を納入するものとする。データを整理してWINDOWS対応の電子媒体（CD-R等）に格納すること。

(4) 遅くとも業務完了の7日前をめどに、受注者における照査を経た業務報告書等の案について、発注者の確認を得るものとする。

10 再作業

本業務完了後、受注者の過失または漏洩に起因する不良箇所が発見された場合には、発注者と相談の上、速やかに訂正し、補足その他の処理を行うこととする。この場合に要する費用は、受注者の負担とすること。

11 資料の貸与

鎌倉市営住宅集約化候補地地歴調査報告書等、業務に必要な試料は発注者より受注者に貸与する。受注者は発注者から貸与された資料を適切に管理・使用するとともに、業務終了後、速やかに発注者に返却すること。

12 注意事項

- (1) 受注者は、業務を円滑に遂行するために、逐次「建築住宅課」と連絡調整を行わなければならない。
- (2) 成果品及び業務の履行のために必要な書類は、カラーで作成するとともに、濃淡を調整しハッチン等で工夫する等、白黒で複写した際にもわかりやすい表現となるよう留意するものとする。
- (3) 本業務において送信する電子メール、電子メールに添付する電子ファイル及び成果品については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。

別紙1 対象地の地番一覧

No.	地番	登記面積	現況
1	笛田三丁目 445-5	297.00 m ²	鎌倉市深沢クリーンセンター用地
2	笛田三丁目 446-1	119.00 m ²	同上
3	笛田三丁目 447-1	5,821.00 m ²	同上
4	笛田三丁目 452	297.00 m ²	同上
5	笛田三丁目 1085-2	3.60 m ²	同上
6	笛田三丁目 1086-1	255.41 m ²	同上
7	笛田三丁目 1092-2	21.21 m ²	同上
8	笛田三丁目 1093-2	128.52 m ²	同上
9	笛田三丁目 1094	277.68 m ²	同上
10	笛田三丁目 1095-1	206.50 m ²	同上
11	笛田三丁目 1096-1	258.54 m ²	同上
12	笛田三丁目 1097	181.81 m ²	同上
13	笛田三丁目 1098-1	280.00 m ²	同上
14	笛田三丁目 1099-1	145.00 m ²	同上
15	笛田三丁目 1100-1	330.00 m ²	同上
16	笛田三丁目 1101	204.00 m ²	同上
17	笛田三丁目 1102	314.00 m ²	同上
18	笛田三丁目 1103	66.00 m ²	同上
19	笛田三丁目 1104-1	258.05 m ²	同上
20	笛田三丁目 1105	287.60 m ²	同上
21	笛田三丁目 1106-1	311.28 m ²	同上
22	笛田三丁目 1107-1	134.38 m ²	同上
23	笛田三丁目 1110-2	11.34 m ²	同上
24	笛田三丁目 1116	221.48 m ²	同上
25	笛田三丁目 1117	591.73 m ²	同上
26	笛田三丁目 1118	323.96 m ²	同上
27	笛田三丁目 1119	125.61 m ²	同上
28	笛田三丁目 1120	221.48 m ²	同上
29	笛田三丁目 1121-1	234.71 m ²	同上
30	笛田三丁目 1122-1	19.83 m ²	同上

